

令和8年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会会議録（抄）

日 時 令和8年7月24日（金）14時00分～16時10分
会 場 浦和コミュニティセンター 第15集会室

【出席委員（敬称略）】

池田 晃一、石山 麗子、板倉 小恵理、江口 裕樹、大麻 みゆき、長田 恭子、
川嶋 啓子、坂本 知康、笹川 裕之、武井 伸太郎、多田 功文、新泉 真砂子、
薮島 孝雄、伴 茂之、森本 剛、吉田 正信

【事務局】

いきいき長寿推進課：白谷参事兼課長、渡部課長補佐兼地域支援係長、杉山主査、大西主査、
土屋主査、清水主事、佐枝主事

高齢福祉課：百澤参事兼課長

介護保険課：山口課長

区高齢介護課：原田課長（西区）、石渡課長（北区）、斎藤課長（大宮区）、
小林課長（見沼区）、高信課長（中央区）、嘉代課長（桜区）、
鎌田課長（浦和区）、轡田課長（南区）、清水課長（緑区）、
小林課長（岩槻区）

【傍聴人】 2名

【議事概要】

1. 開会	
	事務局より、配布資料の確認。 ・ 次第 ・ 令和8年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会事前送付資料 事務局より、開会にあたり、本協議会の目的等について説明。
2. 挨拶	
いきいき長寿推進課長	挨拶
3. 議題	
議長	本会議の公開。 ・ 傍聴人の人数を10人と定め、傍聴は先着順に許可する。 ・ 2人の傍聴人入場。

議題（１）介護予防給付等のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の報告について	
事務局 (介護保険課)	介護予防ケアプラン作成等の介護予防支援業務については、地域包括支援センター（以下、センターという）が「介護予防支援事業所」として実施しているが、本市の指定を受けている居宅介護支援事業所のうち、本市が開催する「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員（以下、ケアマネジャーとする。）が所属する事業所へ委託可能であり、新たに委託可能とする事業所について、本協議会へ承認を求めるもの。今回報告する居宅介護支援事業所は、１３ページに記載の５事業所。 なお、いずれの事業所も介護保険法に基づく処分等を受けておらず、人員基準等も満たしており委託先として適当と認められることを申し添える。
議長	議題（１）について承認としてよいか。
各委員	(異議なし)
議題（２）令和８年度第１回さいたま市区地域包括支援センター連絡会について	
事務局 (西区高齢介護課)	西区連絡会の主な報告は３点。 １点目、１６ページの令和７年度の事業実績では、両センターとも相談内容の複雑化や介護予防ケアマネジメントの増加が報告された。また、地域支援会議では、センターの認知度向上、地域の見守り体制の強化、地域活動の担い手不足、ケアマネジャー不足などが共通の課題として挙げられた。 令和８年度の事業計画では、三恵苑は通いの場の立ち上げや継続支援、認知症サポーター養成講座、オレンジカフェの充実などを重点的に進めることとしている。また、くるみはチームオレンジの活動推進や西区オリジナル体操の普及、介護予防の周知活動に取り組む計画。両センターとも、認知症支援や介護予防の推進、地域関係機関との連携強化を重点目標としている。 委員からは、介護人材不足への対応や介護従事者の安全確保について意見が出された。特に、介護職員に対するカスタマーハラスメントへの対策や、訪問時の安全確保に向けた行政の支援を求める要望があった。また、人材確保のための市独自の支援策についても検討を求める意見があった。 ２点目、１９ページの地域支え合い推進員の活動報告では、通いの場や自主グループへの支援、地域活動展示会の開催、移動販売事業の実施状況などが報告された。移動支援についても

	議論が行われ、グリーンスローモビリティの実証実験などを参考にしながら、高齢者の外出支援について今後も検討していくこととなった。 3 点目、21 ページの一般介護予防事業については、「ますます元気教室」の実施場所拡充に向けて引き続き取り組むことを確認した。また、地域包括支援センター運営協議会の報告として、ケアマネジャー不足や業務負担の増加への対応、業務範囲の周知の必要性などが共有された。
事務局 (北区高齢介護課)	北区連絡会の主な報告は2 点。 1 点目、25 ページの「事業計画」に関して、「フレイルによる要介護申請の増加」が見られるという課題の報告があった。委員からは、オーラルフレイルの予防について、「まず、自分の歯で食べるということが重要で、また、自分の歯ではなくても自分の口で食べるということが大切。話す、笑うなど、口を使うこと。口は筋肉で出来ていることを理解し、足を使わなくなれば歩けなくなるのと同じように、口を使わなくなれば、ものを食べられなくなってしまうということを理解していただけるといい。」という意見があった。 2 点目、26 ページの「地域支え合い推進員の活動報告」に関して、「集合住宅が多く自治会がないエリアもあり、住民同士の交流の場がないことが大きな課題だったが、地元の商業施設と会場の使用について交渉した結果、熱意を汲み取っていただき、会議室を貸していただけることになった。」、また、「介護予防と地域のつながりづくりを中心に活動し、民間企業と協働したイオン健康相談会を開催した。血圧測定、握力測定、百歳体操体験やフレイルチェックなどを実施した。」との報告があった。
事務局 (大宮区高齢介護課)	大宮区連絡会の主な報告は3 点。 1 点目、29 ページの「令和7 年度各地域包括支援センターの事業報告」から、総合相談業務の傾向について。 総合相談件数は前年比ほぼ横ばい。相談内容ごとの内訳で増減の大きかったものに着目すると、地域資源に関する相談が増加傾向で、前年比約1.7 倍となっている圏域もあり関心の上昇が伺え、また民間サービスによる支援を希望される方が増えていると思われる。

	「介護支援専門員への個別支援」についてでは、特に関心を集めたものとして「救急車呼ぶ前に」という救急隊員を講師に招いた講義があったほか、財産管理・消費者被害から身を守る内容の講義も行われた。 「地域支援個別会議・地域支援会議からの報告」では、それぞれあったら良い社会資源として「歩いていける範囲の通える場」「周知の方法の検討」、「地域とのつながりが多く持てると良い」などの意見があった。 2点目、34ページの「令和8年度各地域包括支援センターの事業計画について」から、「年間重点取組事項」として「地域住民を対象に、介護予防の必要性和在宅生活を継続していくため、様々な出前講座を実施する。」、「オレンジカフェ、認知症サポーター養成講座などを通して、認知症の理解、啓発活動の機会を増やしていく。」といった内容が報告された。 3点目、35ページの「令和7年度各地域支え合い推進員の活動報告及び令和8年度の活動計画について」の中での、区連絡会委員からの意見。地域共生社会の実現に向けて、三橋地区では地区社協単位での協議体を進めている中で、認知症への関心が高まり、チームおれんじ結成に向けての機運が醸成し、サポーター養成講座・ステップアップ講座の受講を経て、令和7年10月にチームおれんじを立ち上げたとのこと。そして、令和8年3月の協議体においては、認知症希望大使を招いて講演をしたほか、チームおれんじも「こまっちゃうな体操」を披露したところ大変盛り上がり、2点目に述べた事業計画の年間重点取組事項とも連携が大いに期待できる。 意見の主旨としては、地域コミュニティの中心とも言える自治会を含めた協議体を作っていくと、地域のつながり・役割の重要性の観点からも、より各取組の実効性が高まるとの地域支え合い推進員へのアドバイスだった。
--	---

事務局 (見沼区高齢介護課)	見沼区連絡会の主な報告は2点。 1点目、39から47ページの「令和8年度事業計画」並びに「地域支援会議及び協議体からの報告」において、「ボランティアの担い手不足と活動の停滞」が共通の課題として取り上げられた。具体的には、「地域はリーダー探しに苦勞している。たまねっこ養成講座の受講者等、意欲のある人材が活動に繋がらず埋もれてしまつては意味がない。」という意見がある一方で、「社会福祉協議会の住民参加事業『あおぞらサービス』については、人手不足により代替者を見つけることが難しく、派遣できずにサービスが抜けることがあり、その結果利用を終了したことがある。」との報告があった。これらを受け、「共にボランティアという位置づけであることから、人材を活用して上手くマッチングすることはできないか。」という視点で意見交換を行い、「マッチングは重要な視点だが、たまねっこ養成講座の受講者は、すでに地域活動をしている人や自分の学びのために受講している人もいるため、すぐに活動することを希望しているとは限らない。」といった指摘や、「たまねっこ養成講座の目的が幅広いがゆえに、受講後の活動が見えにくいという課題も感じる。」といった意見も出た。さらに、「今後の担い手づくりとして、短時間や単発で参加できるボランティア活動や、できる時にできることで気軽に参加可能な登録制度等の仕組みづくり、気軽に相談できる窓口の設置が必要ではないか。」という提案も挙げた。 2点目、42から43ページの「令和7年度事業報告」に関連して、川口市の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが利用者家族により殺害された事件を受けて、ケアマネジャーからの要望によりハラスメントに関する勉強会を実施するとの報告があった。また、各圏域における訪問時の安全確保についての現状と今後の対策の方向性及び埼玉県の見問系介護事業所における複数訪問費用補助金の内容拡充について共有した。「センターには市からカスタマーハラスメントの基本方針の通知が示されているが、特に職員が1人や少人数の居宅介護支援事業所では基本方針等が整備されていない場合も多く、不安に感じている人が多数存在する。」加えて、「県による2人体制での訪問や防犯ブザー購入等への補助はあるものの、人手不足から、複数名による訪問が難しい中で、警察等の関係機関へのはたらきかけ
---------------------------	---

	を含め、どう対応していくべきか検討してほしい。」といった意見があった。
事務局 (中央区高齢介護課)	中央区連絡会の主な報告は3点。 1点目、50ページの「地域包括支援センターの収支及び事業報告」において、センターの人員の確保が困難になっていることが報告された。専門職の人材確保のため、SNSを活用した職員募集の実例をあげ、採用に繋がったことが報告された。委員長からも採用において個別にコミュニケーションをとれるSNSを使うことが必須であることが示された。 また、両圏域共通の課題として要支援者が利用する訪問介護サービス事業者が見つからない状況が報告され、ヘルパー利用を待つ状況が把握された。定額報酬などの事情でサービス提供事業者が少なくなっていることが課題とされている。 2点目、52ページの「個別事例から見える地域課題」において認知面や金銭面で問題がなく、社会人時代の人とのつながりも持っていた方が孤独死をされた事例があげられ、地域とのつながりが薄かったため発見に時間を要してしまったことから、少しでも地域のつながりがあれば防げたかもしれないとの意見があり、改めて地域のつながりの重要性が確認された。また、見守りにおけるITの活用についても情報が提供された。 最後に、54ページの「認知症対策の実績報告」において、中央区の認知症フレンドリーまちづくりセンターについて、様々な事業が行われており、新しい認知症観が広がっていることが確認された。また、委員長より同センターは全国でもさいたま市と福岡市が先駆けて設置しているため見学の勧めがあった。
事務局 (桜区高齢介護課)	報告に先立ち、資料の訂正。56ページ上から5行目、「地域包括支援センター開“催”日」と記載されているが、「地域包括支援センター開“設”日」が正しい。お詫びの上、訂正する。 ※市ホームページ公開資料は、訂正済。 桜区連絡会の主な報告は大きく3点。 1点目、57ページの「3 地域包括支援センターの令和8年度予算及び事業計画について」に関して、北部圏域からは、引き続きセンターの周知活動を行っていくこと、ケアマネサロンを開催してケアマネジャー同士の交流や意見交換の場をつくること、また、近隣の医療機関や介護施設、埼玉大学などと協

	力しながら、オレンジカフェや介護者サロンを開催し、地域で集まれる場所をつくっていくとの報告があった。 南部圏域からは、複合的な課題のある困難事例に適切に対応できる仕組みづくりの構築、並びに深刻な人材不足が続くケアマネジャーを支援する体制の充実を図るとの報告があった。 2点目、58ページの「7 令和7年度地域支え合い推進員活動報告及び令和8年度高齢者生活支援体制整備事業計画について」に関して、北部圏域からは、令和8年度事業計画として、公民館以外の地域活動場所の模索や介護予防事業参加者を増やすための企業との連携に加え、介護予防教室参加者が継続して活動していくために新たな通いの場の創出等に取り組むなどの報告があった。 また、南部圏域の令和8年度事業計画として、地域活動の内容をより充実させるため、いきいき百歳体操に加え、西部総合病院のリハ職と共同で「コグニサイズ」という頭と身体を別々に使いながら行う運動を取り入れていくなどの報告があった。 3点目、59ページの「8 各圏域における地域課題について」に関して、北部と南部共通の認識として、引き続き深刻な介護人材不足によりセンターの業務が圧迫され、様々な方面に影響を及ぼしていることに加え、近年はカスタマーハラスメントや、シャドウワークの多さによる職員の疲弊も多く、カスタマーハラスメントへの対策としては弁護士や司法書士のほか、警察との連携が必要などといった報告があった。 この報告を受けて委員から、シャドウワーク対策として啓発パンフレットの作成などは進んでいるか、またケアマネジャー不足への対策として、ケアマネジャーの資格は持っているものの、現在業務は行っていない方に再度協力を促すことが有効ではないかななどの意見があった。
事務局 (浦和区高齢介護課)	浦和区連絡会の主な報告は3点。 1点目、63ページの「2 令和7年度各地域包括支援センター事業報告及び令和8年度事業計画」について、センターから、相談支援や権利擁護業務は全体として複雑化・長期化する傾向にあり、高齢者のみならず「8050問題」や「ヤングケアラー」など、多様な課題への対応が求められていることが報告された。また、認知症施策については各センターが認知症サポーター養成講座やチームオレンジの活動を推進し、幅広い世代へ

	の理解促進に取り組む方針が示された。さらに、高齢者の孤立防止や地域の見守り体制強化、住民同士の支え合いの推進が共通の課題として挙げられた。また、センターの運営体制として、職員の離職防止、勤務体制の安定化、専門職員不足の対策に取り組むことが必要であり、カスタマーハラスメント対策など、支援を担う人材を守る取組も重要なテーマとなっている。 2点目、65ページの「3 令和7年度地域支え合い推進員活動報告及び令和8年度活動計画について」。その報告から、それぞれのコーディネーターが様々な活動を通じて地域住民との関係づくりに注力している様子が伺えた。また、その活動の中からグループ等における後継者問題が課題として挙がっており、解決策として多世代交流の場の創出が期待されている。 3点目、67ページの「6 高齢者見守り活動に対する現状・課題と実施主体の取組について」。このテーマに関して、各圏域から現状や課題が報告され、その後、委員間による意見交換が行われた。委員からは、高齢者の孤立化を防ぐ対策として、台風や地震などの災害時の声掛けや日頃の見守り活動が良好な関係性の構築に有効であること、センターだけでは把握が難しいケースも多く、特に、新築マンション居住者へのアプローチが課題として挙げられるなど、地域関係者との協力体制の重要性が改めて確認された。今後も関係機関が連携し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めていくことが共有された。
事務局 (南区高齢介護課)	南区連絡会の主な報告は3点。 1点目、69ページの「1 令和7年度第2回運営協議会報告」に関して、委員から市に対して、事業者向けのカスタマーハラスメント対策ポスター・チラシの早期作成の要望、また、ケアマネジャーの負担軽減に向けたシャドウワーク削減のため、「ケアマネジャーのできること・できないこと」をまとめたパンフレット作成の要望があった。 あわせて、川口市のケアマネジャー殺傷事件を踏まえ、国や県が実施・検討している複数訪問体制への支援に加え、ケアマネジャーが利用者への心理的な対応力を高めるための教育支援も有効ではないかとの意見があった。 2点目、69ページの「2 令和7年度事業報告・決算」に関して、センターから、「家族は介護サービスの利用を希望するが、本人は利用を拒否するケースが増えている。」「認知症早期

	相談の周知が課題。」「権利擁護相談で、家族によるカスタマーハラスメントがケアマネジャーの疲弊につながっている。法的助言を含む公的な相談体制の整備が必要。」「センターが直接担当する介護予防ケアマネジメント件数や、職員 1 人当たりの担当件数が増加していることに対して、引き続き市としての対策検討をお願いしたい。」という意見や課題の共有があった。 3 点目、71 ページの「5 地域支援会議の報告」に関して、「身体機能の低下により地域活動に参加できない方への移動支援が必要。」「介護事業所が閉鎖になった場合、その要因を分析して、今後の政策に反映させてほしい。」「川口市での事件を受け、センターへの同行訪問の依頼がある。複数職員での訪問が難しい場合の協力体制を検討してほしい。」など、意見や提案をいただいた。 また、委員から、「低栄養の問題を若い時から意識するよう、若い世代に向けた栄養講座の検討や、県栄養士会による支援を活用してはどうか。」「情報周知の手法として、紙媒体だけでなくテレビやビデオなどの映像活用も有効ではないか。」という意見があった。
事務局 (緑区高齢介護課)	緑区連絡会の主な報告事項は 3 点。 1 点目、74 ページの「2 (2) 緑区地域包括支援センター活動報告」について。両センターからは、令和 7 年度の活動状況や重点取り組み目標において概ね達成できたとの報告があった。一方で、権利擁護業務の高齢者支援が増え長期化しており、身寄りのない高齢者や判断能力が不十分な方など、複合的な課題を抱えたケースへの対応があげられ、本人の意思決定支援や関係機関との連携・調整などに時間を要しており、改めて関係機関との協力体制の重要性が確認された。 また、「介護保険制度の周知が不十分ではないか」との意見があった。出前講座やセンターと共同開催している「介護準備講座」の周知方法等について工夫・改善を継続していきたいと考えている。 2 点目、77 ページ「③地域支援会議について」。「高齢者の買い物を考える」をテーマに意見交換を行い、地域の買い物環境や課題が挙げられ、引き続き検討していくことを確認した。買い物の機会は、高齢者の見守りや地域との繋がりを維持する観点からも重要性は非常に高いとの認識を共有し、高齢者の買

	い物支援においても、地域の方同士の助け合いや支え合いが必要であり、今後も行政やセンター、支え合い推進員で連携して、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりに取り組んでいきたい。 3点目、78ページの「地域支え合い推進員活動報告」についてです。 両センターでは、地域支え合い推進員が様々な活動の場に赴き、積極的な地域交流を通して地域の方との関係づくりに尽力している様子が伺えた。今後の課題としては、自主グループ等における後継者問題や、新たな集いの場の創出における民間企業との連携が課題として挙がっており、地域の関係団体と連携して取り組んでいきたいとの報告があった。
事務局 (岩槻区高齢介護課)	岩槻区連絡会の主な報告は2点。 1点目、81ページの「令和7年度各地域包括支援センターの業務評価」の説明を行い、委員より「複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する」という中に、8050問題や、重度精神疾患のケースがあった。こうした案件が増加しているため、障害者分野も分析に加わるとよい。密に連携を取ってはいるが、年に1回程度、集まって分析の時間を持てるとよい」との意見があった。この意見に対し、事務局から「区役所としても、そういった場が作られるということは、基本的によいことだと思っている」と回答した。 2点は、84ページのその他（JAGES健康とくらしの調査(2025)及び伴走支援）に関して、事務局より「本年2月に開催した伴走支援第2回ワークショップにおいて、データと現場感覚の照合により地域の特徴を見える化し、課題だけでなく強みも踏まえて施策を組み立てる重要性が再認識され、今後、令和7年度調査結果も活用し、既存事業の評価と改善、地域特性に応じた多様な取組の展開、関係者間の継続的な情報共有を進めていく方針を確認した」と報告した。 次に、令和7年度健康とくらしの調査結果について、圏域ごとに特徴や課題等について報告した。委員からは「データと現場感覚を照合することは、非常に重要と考えている」ほか、「岩槻区はボランティア参加者、通いの場の参加者割合が高く、センターの方々の努力が見える」との意見があった。また、データの使い方について、委員から①何かの根拠や説得材料にする、

	②K P Iとして行動計画を立てる、③励ましに使い、モチベーションアップに繋げる、の3点の提案をいただいた。
事務局 (いきいき長寿推進課)	令和6年度から令和8年度第1回までの区連絡会での報告書を基に、共通する課題のジャンル分けを行い、86ページの通り整理を行った。 各区の報告書において、各ジャンルに関係する事項の内容が記載されているものが1回以上あった場合に1つカウントを加えており、上限は10となっている。項目は上から、「令和8年度第1回さいたま市区地域包括支援センター連絡会報告書」の件数の多い順に掲載しており、下部の表は令和6年度からの累計件数を記載している。 令和7年度までの報告書においては、ケアプランの作成件数が業務負担となっていることやケアプランの委託先がみつからないこと、ケアマネジャーやヘルパーが不足していることが多い状況であったが、令和8年度は、単身であることや家族がいたとしても様々なご事情で頼れることができない、いわゆる「頼れる身寄りのいない高齢者」の方が増加しており、対応すべき内容が複雑化・多様化しているため、関係機関が連携の上、対応が求められていることについて、報告が多くなっている状況である。また、センターや事業周知については、継続して課題として多く、移動支援に関する、地域の担い手が不足している内容と続いている。あくまで、報告書の内容から抽出した課題となるため、ケアプランの作成・委託、介護人材不足に係る報告は少なくなっているものの、この1年間で状況が大きく改善されている訳ではなく、常態化しているため改めて内容と挙がっていないという可能性があることを申し添える。 本協議会で報告される各区の状況については、部内・各区の高齢介護課において内容を共有し、今後も本市の課題解決に向け、庁内連携の上対応していく。
伴委員	介護人材の不足、主にケアマネジャーの人材確保について、本市の取り組みを伺う。

事務局 (介護保険課)	介護人材不足等への対応については、従来行っていた介護職員等処遇改善加算の取得支援、訪問介護事業所への同行支援・定着支援に加え、令和８年度からはケアマネジャーの資格更新に係る研修受講費用への補助、ケアマネジャーや介護福祉士の資格取得にかかる受験料への補助を実施する。
齧島委員	本市の既に実施している取り組みについて、定期的に効果検証を行っていただきたい。各区の報告書より抽出した課題については、更に対策や検討状況が記載されていると良いと考える。また、岩槻区の報告書８４ページにおいて、JAGES 調査結果と現場感覚に相違があると記載があるため、現場感覚の把握にも努めてほしい。
事務局 (介護保険課)	効果検証については、本市の次期総合振興計画において、居宅介護支援事業所で働くケアマネジャーの人数を指標とする予定であり、その中で一定の効果検証が行えると考えている。 その他、当課が実施している課題への取組について、カスタマーハラスメント対策については、埼玉県の実施している同行訪問の事業周知に努めているほか、センターが同行訪問への対応が難しいときは、さいたま市社会福祉事業団にも協力いただけるよう対応を求めている。
森本委員	介護者支援をしていく中で、カスタマーハラスメントの予兆などを把握できる施策も必要と考えている。認知症の人と家族の会の権利宣言の中に同様の理念が含まれていることから、紹介したい。また、課題「包括・事業周知」に関連して、認知症に関してセンターが相談先となっていることを知っている方は、全体の２～３割程度に留まるという調査結果が出ているため、この点についても周知が必要である。
新泉委員	カスタマーハラスメント対策として埼玉県が実施している同行訪問制度について、制度自体は有り難く思っているが、申請書類が非常に多く現場の負担となっている。この意見を埼玉県へ繋いでほしい。
江口委員	カスタマーハラスメント対策に関して、埼玉県で条例が制定され令和８年７月１日から施行されている。これに続き、労働政策推進法が改正され、事業所内でカスタマーハラスメントへの体制の整備が義務付けられることとなっており、令和８年１０月１日からの施行が予定されている。埼玉県ホームページに

	体制整備の手引きや基本方針のひな形が掲載されているため、自力で作成が難しい事業所へ必要に応じて周知していただき、カスタマーハラスメント対策の体制整備に努めてほしい。
議長	利用者側の立場で見ることも必要と感じており、要支援のサービス事業所の不足により利用できない状況であることや経済的な問題によりサービスの利用控えがあると報告されている。また、栄養の不足について、近年の物価高騰の影響もあるため難しい状況が続いていると思われるが、現場での状況や意見を伺いたい。
多田委員	要支援の事業所は足りておらず、状況は悪くなる一方である。プランを受け持つことは可能でも、受け持つと赤字が増えてしまうため、経営上控えてしまう事業所も多い。市でも対策をしていることは承知しているが、大きく改善はされていない。現在、ケアマネジャーの年齢層は60歳くらいが多く、この層がリタイアしてしまうと、更に状況は悪化していく可能性が高い。
川嶋委員	様々な食料品の物価が高騰し、高齢者だけでなく子ども食堂等にも多大な影響を及ぼしている。また、食育基本法が改正され安定的な食糧確保や大人の食育についても言及されてきている。栄養の重要性について、必要な方に届けられるように、また、介護予防教室等の通いの場に来られない情報が届かない方に対してのアプローチ方法について課題と感じている。
議長	議題（２）について承認としてよいか。
各委員	（異議なし）
４．報告	
報告（１）令和８年度さいたま市地域包括支援センター運営方針について	
事務局 (いきいき長寿推進課)	センターの運営方針については、センターの運営において求められる基本的な考え方や理念、業務推進の指針などを明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効率的な実施及び適切、公正かつ中立な運営に役立つことを目的として、策定をしているもの。 令和８年度の運営方針については、令和８年１月に開催した前回の運営協議会において協議を実施し、運営協議会終了後に、“国からの新たな通知の発出等により、運営方針案へ反映させなければならない状況になった際には、石山会長預かりとして進めさせていただく”ということで、承認いただいたもの。

	その後、運営方針へ反映させなければならない事項はなかったため、前回の運営協議会で承認いただいたものを、今年度の運営方針として確定した。 令和8年度より、90ページ「4.利用者が相談しやすい体制の構築 ア」に記載の通り日曜日を閉所としている。当課において、令和8年5月に全てのセンターへ訪問し、業務状況等についてヒアリングを実施している。その中で、日曜日に相談を希望される方は非常に少なく、また、僅かではあるが日曜日に来所・電話をいただいている方もいる可能性はあると聞いているが、全体としては混乱なく業務が実施されていること確認している。その他に、平日から土曜日の開所日に職員を増員できるため、開所日の業務が手厚く実施できるようになった、職員のシフト調整が楽になった、固定の休みがあると心身の負担軽減になっている等の業務負担軽減の声を多く聞いている。今後も、日曜閉所の周知に努めるとともに、日曜日閉所の影響を注視していく。
議長	報告（1）について意見、質問はあるか。
各委員	（意見なし）
報告（2）令和7年度さいたま市地域包括支援センター運営状況について 等	
事務局 （いきいき長寿推進課）	96ページから100ページまでの資料は、センターが実施している主要4事業について、関係項目の数値をまとめたもの。96ページ・97ページの「1 総合相談支援業務」について、総合相談の件数、地域支援個別会議の開催回数は、概ね横ばいにて推移している。介護者サロンの開催回数は1割程度増加している。これは新規のサロンが立ち上がったことが主な要因である。 次に、97ページ・98ページの「2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」について、97ページの下から2つ目、個別事例に対するサービス担当者会議開催支援の回数は2倍以上増加している。これは、センターの業務状況が改善されたことにより、相談体制が整い相談回数が増えた圏域があること等が要因である。 ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導回数は3割弱増加している。これは、利用者からの居宅介護支援事業所へのカスタマーハラスメント対応について、相談や同行訪問が増えたことなどが要因である。その他、

	横ばい傾向の物が続き、その他機関との連携回数は、2割弱減少しているが、増大・多様化している総合的なケアマネジメント支援業務についても、関係機関と連携のうえ、適宜問題なく行われているものと考えている。 次に、98ページ・99ページの「3 権利擁護業務」については、高齢者虐待の対応及び成人後見制度の活用件数は概ね横ばいにて推移している。困難事例への対応はやや増加傾向にて推移している。これは、支援先に繋がるまで時間がかかるようなケースや精神疾患を含む精神的に不安定な方から連絡が続いてしまうケースなど、1件当たりの対応が多くなるような困難ケースが増加していることが要因である。消費者被害の防止については、やや減少傾向にて推移している。これは、地域へのイベントや会議での啓発、警察職員による講演など地域への意識醸成が図られ、結果的に相談が減ったと思われることなどが要因となる。 次に、99ページ・100ページの「4 介護予防ケアマネジメント業務」について、介護予防支援のケアプラン作成件数は、微増にて推移しているが、そのうち居宅介護支援事業所に委託した件数も微増にて推移している。 101ページ以降は、センターごとの数値内訳となっており、全てのセンターの各項目の小計の一部を特出ししたものが、本資料となっている。 それぞれの詳細については、各区で開催した地域包括支援センター区連絡会でも報告等をしている旨を申し添える。 106ページは、令和7年度地域包括支援センターの介護者サロン実施一覧である。介護者サロンは、介護をしている人が悩みや疑問を語り合い、介護者同士の交流を図る場のものや、認知症の本人やその家族が悩みを相談できる場、いわゆる認知症カフェが含まれており、センターにおいて実施しているもの。 令和7年度は、サロンの開催回数は約1割程度増加しており、参加人数については6,966人から8,575人へ約2割程度増加している。また、令和7年度には新規のサロンは13件立ち上がっている状況である。各センターが趣向を凝らし、周知啓発に力を入れていることや新規サロン立上げにも力をいれている状況が伺える。
--	--

	参加者からは、「いろんな職種の人から話を聞くことができ参考になった。」、「認知症があってもなくても、楽しく過ごせる。」、「色々な情報交換ができ、役立っています。」など、多くの好評の声をいただいた。引き続き、家族介護者の支援に努めていく。 113ページは、令和7年度さいたま市地域包括支援センター決算についての、各センターの状況一覧である。センターの主な収入は、地域包括支援センター運営事業に係る本市からの委託料収入及びケアプラン作成収入等の介護保険収入となっており、主な支出は、事業実施に係る人件費、事務費及び事業費等となっている。黒字が19圏域、赤字が5圏域、プラスマイナスゼロが4圏域となっている。市全体の平均としては、1センターあたり約145万円の黒字である。 116ページは、地域包括支援センターの事業評価についての資料である。本事業評価は、国から提示されている統一の評価指標を用いて、令和7年7月に評価を行ったもの。 評価方法は、116ページ以降に記載がある8つの大項目、66の小項目の評価項目について、センターが自己評価を実施した後、当課が全てのセンターへヒアリング等を実施し、「はい（できている）」もしくは「いいえ（できていない）」の2段階評価を行っている。評価結果（個別項目）については、117ページ以降に記している。 123ページまでは、設問ごとの27センターの「はい」・「いいえ」の合計数の一覧で、124ページ以降は、圏域・センター別の大項目ごとのレーダーチャートとなっている。 なお、評価項目の中には、一部選択的項目が含まれており、116ページ下段に記載しているとおり、市町村の判断により、センターの機能強化及び業務の質の向上に資する観点から設定することができる項目。これらの項目は、全国一律で評価対象とすることが想定されていないため、全国平均の集計からも除外されており、本市においても集計結果には含めていないが、一部の選択的項目については、評価指標として採用している。 全国平均と比較すると、本市センターの評価結果は8つの大項目全てにおいて、全国平均を上回っている。一方で、評価項目の中で「いいえ」の回答となった項目については、全てのセンターへヒアリングを実施する中で、その要因や課題を確認す
--	---

	るとともに、取組が進んでいるセンターの事例を共有するなど、改善に向けた働きかけを行っている。国からも示されているが、本評価において重要なのは、単に「はい」・「いいえ」の結果を見ることではなく、その背景にある取組や工夫、課題を整理し、センター、市町村が対話を重ねながら改善につなげていくことにあると考えている。今後も、本評価結果を踏まえ、センターの機能強化及び業務の質の向上に向けて取り組んでいく。 136 ページは、令和7年度在宅介護支援センター実績報告及び自己評価である。在宅介護支援センターは、地域包括支援センターのブランチとして、総合相談業務、会議・地域福祉活動、見守り支援業務（資料では「在支ケアプラン」と表記）を行っている。136 ページは、その実績をまとめたもので、市全体で総合相談支援業務は1,172件、会議・地域福祉活動件数は963件、そのうちセンターと連携している件数は603件で約63%。前年度と比較して、相談件数・会議・地域福祉活動件数はやや減少している。また、在支ケアプラン件数は570件だった。 137 ページは、令和7年度さいたま市在宅介護支援センター自己評価である。評価基準に沿って、令和8年2月に各在宅介護支援センターが自己評価を実施したもの。全体を通して、「C（実施できていない）」と評価した項目はなかった。 141 ページは、令和8年度さいたま市地域包括支援センターの予算について、各センターの状況一覧である。収入について、委託料収入は、1圏域当たり約4,120万円、ケアプラン等作成手数料などの介護保険収入は、1圏域当たり約2,280万円となっている。支出について、人件費、事務費等を合わせて、1圏域当たり約6,250万円を見込んでいる。 144 ページ、令和8年度地域包括支援センター事業計画書である。センターは、毎年度、担当圏域の状況を踏まえた長期目標、前年度の総括、年間重点取組事項、事業ごとのロードマップなどをまとめた事業計画書を作成することとなっている。 事業計画書は、センターが作成した後、各区役所高齢介護課職員が確認し、必要に応じてセンターへヒアリング等を実施し、地域支援会議や地域包括支援センター区連絡会で意見等を伺っている。
--	--

議長	事業評価について、センターへのヒアリングは例年行っているのか。
事務局 (いきいき長寿推進課)	本年度は既に５月に事業評価の項目等についてヒアリングを実施し、いいえとなっている項目についての取組み状況を確認しており、他のセンターの取組み状況やノウハウについても共有し、業務が改善できるよう努めている。前回は令和６年度に、介護保険システムの入替作業と併せて、業務状況のヒアリングを実施した。
議長	報告（２）について意見、質問はあるか。
各委員	(意見なし)
報告（３）（仮称）さいたま市介護予防総合センター設置構想について	
事務局 (いきいき長寿推進課)	さいたま市介護予防総合センター（以下、当センター）の設置の目的については、本市では今後、８５歳以上人口の増加と生産年齢人口の減少が同時に進み、介護ニーズの増加と、支え手不足が重なることが見込まれている。 このため、要介護状態となつてから支えるだけではなく、認定前・軽度段階から社会参加や健康機能維持を支援し、地域特性に応じて介護予防を展開する仕組みが必要と考えられる。当センターは、既存の介護予防事業を単に集約するのではなく、２０４０年を見据え、従来の介護予防の枠組みに捉われない未来志向のアプローチをする総合拠点として設置するもの。 当センター設置の契機としては、令和８年度の保険者機能強化推進交付金（成果指向型配分枠）、国の介護予防に係る交付金に事業採択されたこと。本年４月にさいたま市と芝浦工業大学との間で包括連携協定が結ばれ、協定の主な連携内容として、ウェルビーイングに関する連携が位置づけられたこと。 国の介護予防に係る交付金の採択を受けた事業概要等については、２５６ページのとおり。 設置の趣旨については、包括連携に基づき、大学の知見や設備を活用した当センターを、大学の新設する創発棟内に設置し、市の介護予防事業を再編・拡充しながら産学官民による実施体制を構築し、それにより地域に多様な介護メニューを提供していくもの。 事業概要については、名称を「（仮称）さいたま市介護予防総合センター」、市の介護予防施策を総合的に推進する中核的な拠

	点となる。運営形態は業務委託、設置予定地は芝浦工業大学大宮キャンパスの創発棟内、創発棟 1 階の大学が運営する地域健康増進センター部分と 2 階に執務室を置く予定。人員体制は、受託者がセンター長他、複数名の専門職等を配置する体制を予定。 令和 8 年 1 2 月から令和 9 年 3 月に開設準備を行い、開設時期は令和 9 年 4 月を予定している。 その他、芝浦工業大学との連携内容や当センターの業務内容は、255 ページ右側のとおり。 資料の内容は、所管の構想になるため、実施する事業や体制など、変更する可能性があることと併せて予算が確保されているものではないことを申し添える。
多田委員	大学の知見を活用し介護予防事業を充実させることについて賛成の立場であるが、介護予防ケアマネジメント業務がひっ迫している中、この事業を優先して進める理由はなぜか。当センターから遠い市民の方は事業に参加しにくいと思われるが、他の代替案と比較検討した中で当事業が進められたのか。また、各地域包括支援センターの業務負担の増減はどう考えているのか。
事務局 (いきいき長寿推進課)	2040 年問題を目前に要介護の認定前・軽度段階から健康機能を維持し、認定率・重度化率の上昇を抑える仕組みを強化させることが喫緊の課題であると認識している。 センターの設置により介護予防事業を拡充させることで介護保険制度の確保を目指すものとして、令和 8 年度を準備期間、令和 9 年度開設予定で進めている。本事業は他事業と比較検討して進めたものではないので、代替案はない。 また、当センターは大学施設を新介護予防センターの情報発信等の拠点として活用するもので、通いの場も今までどおり地域ごとで実施するため、市民が大学に集い、介護予防教室を受講する想定はしていない。 地域包括支援センターの業務負担については、介護予防総合センターの詳細が現時点で精査できているわけではないが、負担増にならないよう調整する。
議長	以上で、本日の議事と報告については終了する。
5. 閉会	